

公益社団法人宮城県芸術協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人宮城県芸術協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、芸術文化に関する事業を行い、宮城県における芸術文化の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宮城県芸術祭の開催
- (2) 芸術文化の振興に関する展覧会、講演会、研究会、発表会などの主催又は後援
- (3) 国内及び国外との芸術文化の交流
- (4) 会員の資質向上のための研修会等の実施及び調査研究並びに出版物の刊行
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(部門)

第5条 この法人の運営を円滑に施行するため、理事会の議決を経て必要な部門を設置することができる。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同し、次条の規定によりこの法人の会員となった個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業又は運営等を援助するために、理事会

から推薦されて、次条の規定によりこの法人の会員となった個人及び団体

(3) 名誉会員 この法人に功労があり、理事会から推薦されて、次条の規定によりこの法人の会員となった個人

2 会員のうち、前項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下法人法という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第7条 正会員になろうとする者は、正会員2名以上の推薦を得て、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 賛助会員及び名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって賛助会員及び名誉会員となるものとする。

（入会金及び会費）

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助年会費を納入しなければならない。

3 名誉会員は、会費の納入を要しない。

（任意退会）

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 第1項の規定により会員を除名したときは、理事長（法人法上の代表理事をいう。以下同じ）は、当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は賛助会員である団体が解散したとき。

(任意退会、除名、会員資格喪失に伴う権利および義務)

第12条 会員が任意退会したとき、除名されたとき、会員資格を喪失したときは、当該会員はこの法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

- 2 会員が任意退会したとき、除名されたとき、会員資格を喪失したときは、この法人は、当該会員が既に納入した入会金、年会費又は賛助年会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部譲渡
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の 10 分の 1 以上から総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部譲渡
- (5) 解散
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場

合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については出席したもののみならず。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を内容とする議事録を作成する。

- (1) 総会が開催された日時及び場所
 - (2) 総会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事の意見
 - ロ 監事の辞任理由
 - ハ 監事による定款違反の報告
 - ニ 監事による監事の報酬等についての意見
 - (4) 総会に出席した理事、監事の氏名又は名称
 - (5) 議長の氏名
 - (6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 2 議長及び出席した理事のうち議長から指名された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 20 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長、5 名以内を執行理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、執行理事をもって同法第 91 条第 1 項

第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限並びに義務)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行い、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

(1) 理事の職務の執行を監査すること。

(2) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(4) 第2号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対して理事会の招集を請求すること。

(5) 前号の規定による請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、

又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

3 補欠又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は他の現任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び執行理事の選定及び解職

(開催)

第 31 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催し、毎事業年度 2 回以上開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、理事長に対し会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、執行理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、理事会の議長は、執行理事がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会への報告の省略)

第 35 条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を内容とする議事録を作成する。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所
- (2) 理事会の議事の経過の要領及びその結果

- (3) 理事会において述べられた監事の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - (4) 理事会に出席した理事、監事の氏名
 - (5) 議長の氏名
 - (6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

- 第37条** 別表の財産は、公益目的事業を行うために必要な財産であり、この法人の基本財産とする。
- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

- 第38条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第39条** この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第40条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、宮城県において発行する河北新報に掲載する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の役員は、第23条第1項、第2項の規定にかかわらず、理事長は早坂貞彦、執行理事は雫石隆子、高橋威夫、大場尚文、佐々木光一、田村正晴、理事は池田友信、小山喜三郎、鎌田文恵、後藤文二、佐藤淳一、菅原関也、高橋忠郎、高橋通子、田家千恵子、内木邦子、中塚仁、橋本昌彦、朴澤光城、宮澤利彰、監事は佐藤光郎、三浦二郎とし、理事の任期は第26条第1項の規定にかかわらず平成25年度に関する定時総会の終結のときまで、監事の任期は第26条第2項の規定にかかわらず平成27年度に関する定時総会の終結のときまでとする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認

定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(第 37 条関係) 別表 基本財産

財産種別	場所・物量等
定期預金・普通預金	仙台銀行 12,200,000 円